



長野県報

12月13日(木)
平成19年
(2007年)
第1923号

目次

規則

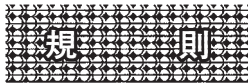
貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則(ビジネス誘発課) 1

告示

- 地方バス運行対策費補助金交付要綱の一部改正(交通政策課) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉課) 3
- 国土調査法に基づく土地分類基本調査の実施(農地整備課) 3
- 都市計画事業の認可(2件)(都市計画課) 3
- 道路の区域変更の通知及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課) 4
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 5

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課) 6
- 表彰規則に基づく表彰(人事課) 6
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策課) 6
- 都市計画法に基づく公聴会の中止(都市計画課) 6
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課) 6
- 一般競争入札(県立病院課) 7
- 一般競争入札(河川課) 7
- 警備業法の一部を改正する法律に基づく審査(生活安全企画課) 8



規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年12月13日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第48号

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第1条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第2条中「第1条第2項」を「第1条の5第2項」に、「第30条第3項」を「第26条の29第3項」に改める。

第4条中「第35条第2項及び第42条第3項」を「第24条の6の

10第5項」に改める。

別記様式の表中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同様式の裏を次のように改める。

(裏)

貸金業法(抜すい)

第24条の6の10

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(69)の「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同(イ)及び同(ウ)を次のように改める。

(イ) 第24条の6の10第1項の規定による報告又は資料の提出の命令

(ウ) 第24条の6の10第2項の規定による報告又は資料の提出の命令

別表第2の6の(69)の「ア」に次の事項を加える。

(イ) 第24条の6の10第3項の規定による立入検査

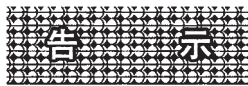
(ウ) 第24条の6の10第4項の規定による立入検査

別表第2の6の(69)の「イ」中「貸金業の規制等に関する法律施行細則」を「貸金業法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

ビジネス誘発課



長野県告示第617号

地方バス運行対策費補助金交付要綱(平成14年長野県告示第21号)の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年12月13日

長野県知事 村 井 仁

別表第2の1中「競合区間の輸送量」を「競合運行系統の輸送量の和」に改め、同表の2中

主として生活交通路線の運行の用に供する車両。なお、車両の種別は次に掲げるとおりとする。

- (1) 低床型車両 次に掲げるもの
ア 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、ノンステップ型であり、かつ、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号)に基づく認定を受けたもの(以下「標準仕様ノンステップバス」という。)又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きであるもの
イ アに掲げるもののほか、地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型のもののうち、知事が認めたもの
(2) 大型車両 低床型車両に該当しない車両で長さ9メートル以上又は定員61人以上のもの
(3) 小型車両 低床型車両に該当しない車両で長さ7メートル以下かつ定員29人以下のもの
(4) 中型車両 低床型車両に該当しない車両で大型車両及び小型車両以外のもの

を

主として生活交通路線の運行の用に供する車両。なお、車両の種別は地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、次に掲げるものとする。

- (1) ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
(2) ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)

次に掲げるもの

ア 標準仕様ノンステップバス認定要領(平成15年12月26日付け国自技第211号又は平成18年3月10日付け国自技第254号)に基づく認定を受けたもの(以下「標準仕様ノンステップバス」という。)

イ アに掲げるもののほか、知事が認めたもの

に、

- (1) 低床型車両については1,450万円(消費税を除く。)、大型車両については800万円(消費税を除く。)、中型車両及び小型車両については950万円(消費税を除く。)
- (2) 購入に要する経費から残存価格としてその10分の1を控除した額(消費税を除く。)

を

- (1) ワンステップ型車両については1,300万円(消費税を除く。)及びノンステップ型車両については1,500万円(消費税を除く。)
- (2) 購入に要する経費から備忘価格として1円を控除した額(消費税を除く。)

に改める。

別表第3の車両購入費補助金の項中「低床型車両の場合」及び「低床型車両で」を削る。

様式第7号中

購入経費(消費税を除く)	購入経費から残存価格を控除した額
イ	イ×0.9=ロ

を

補助対象経費(消費税を除く)	補助対象経費から備忘価格を控除した額
イ	イ-1=ロ

に、

総経費
補助金申請額

を

補助対象経費
補助金申請額

に、「補助対象車両の種別を記載すること。

低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型又は「ノンステップ型スロープ若しくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)又はワンステップ型スロープ若しくは」に改める。

様式第9号中

購入経費	を	補助対象経費
------	---	--------

に、1. 総経費 円 を

1. 補助対象経費 円 に、「補助対象車両の種